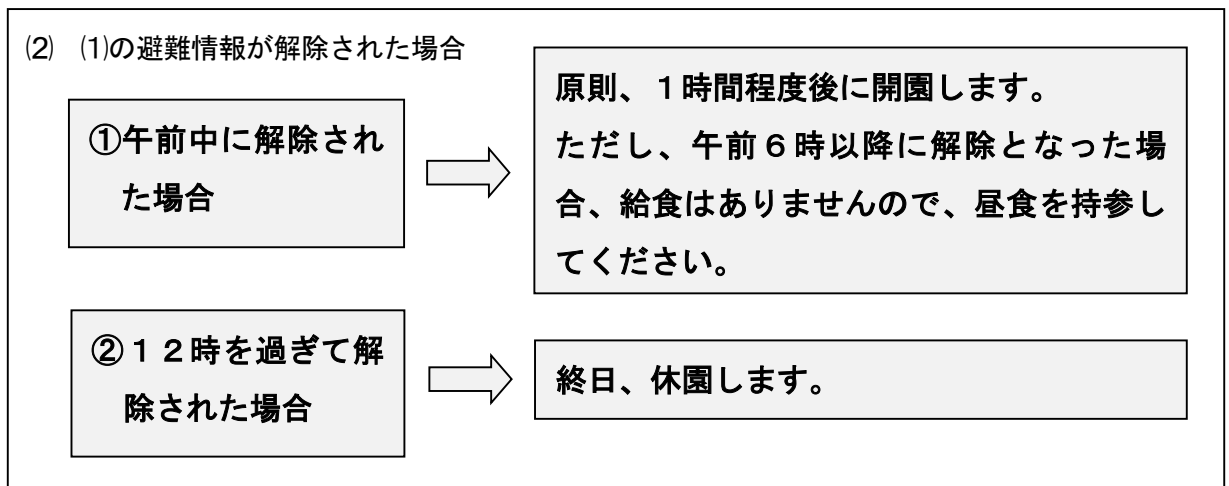
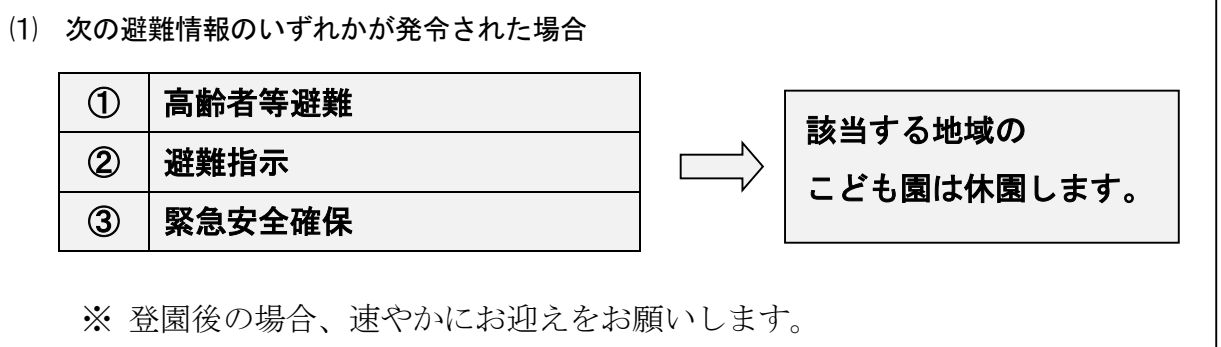


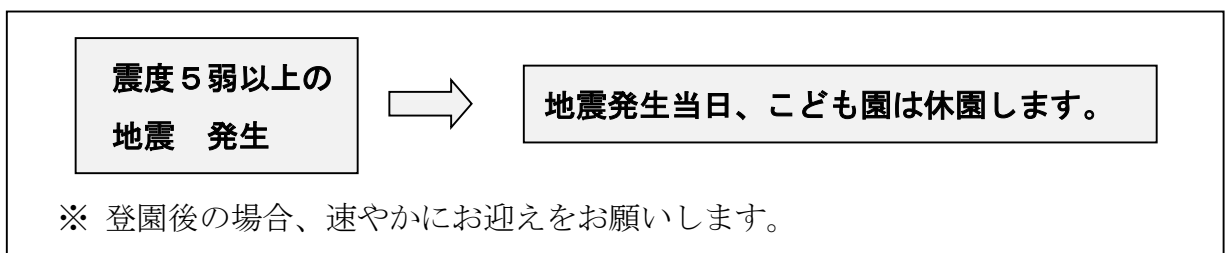
こども園休園基準について

令和6年4月1日改定

1 洪水、土砂災害、高潮等の災害の場合



2 地震の場合



3 その他

- (1) 休園等の連絡は、竹原市こども園情報メール、竹原市ホームページ等で行います。
- (2) やむを得ず、お迎えに来られない場合などは、各こども園へご連絡ください。
- (3) お迎え、ご連絡のない場合、こども園から連絡させていただく場合があります。
- (4) 上記以外の場合においても、危険が予測される場合、保育を中止する場合があります。

4 参考

警戒レベルを用いた避難情報等の発令について

避難情報等	状況	避難行動等	警戒レベル
早期注意情報 【気象庁が発表】	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	1
大雨・洪水・高潮 注意報 【気象庁が発表】	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	2
高齢者等避難 【竹原市が発令】	災害のおそれあり	危険な場所から避難に時間を要する人（乳幼児、高齢者の方、障害のある方）とその支援者は避難	3
避難指示 【竹原市が発令】	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	4
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
緊急安全確保 【竹原市が発令】	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	5